

平成29年度答申第50号
平成30年3月30日

諮問番号 平成29年度諮問第42号（平成30年1月10日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾記載の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故P（本籍A地）は、大正7年a月b日に出生し、昭和15年9月24日、故Qと婚姻し、昭和17年c月d日、同人との間に審査請求人が誕生したが、同年10月19日に死亡した。

なお、故Qは、その後、昭和20年3月20日、Rと婚姻したが、平成18年9月4日に死亡した。

（改製原戸籍謄本（戸主：S））

（戸籍個人事項証明書（筆頭者：審査請求人））

（戦没者等の遺族の現況等についての申立書（審査請求人作成、平成27年7月31日付け））

- (2) 審査請求人は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故Pに係る第8回特別弔慰金について、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、請求したが（以下「前回請求」という。）、処分庁は、平成21年

1月14日付けの却下通知書によって、審査請求人の請求を却下した。

審査請求人は、当該却下処分について、審査庁に対し、審査請求をしたが、審査庁は、平成22年1月21日付けで当該審査請求を棄却した。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金受給権について(依頼)(C県健康福祉部D局社会福祉課援護恩給班長作成、平成28年5月6日付け)

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金受給権について(回答)(厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係作成、平成29年1月19日付け)

(審査請求書と題する書面(審査請求人作成(控えの押印あり)、平成21年3月25日付けを平成29年3月13日付けに修正したもの)

(審査請求の趣旨と理由についての不服申立書(審査請求人作成、平成21年3月25日付けを平成29年3月13日付けに修正したもの)

- (3) 審査請求人は、平成27年7月31日、E市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求を行った(以下、この請求を「本件請求」という。)

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(審査請求人作成、平成27年7月31日付け)

- (4) これに対し、処分庁は、平成29年4月28日、E市長を通じて、審査請求人に対し、「死亡者P様の身分の確認ができず、「軍人、軍属または準軍属であること」という身分に関する弔慰金の要件を満たしていませんので、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第百号)第二条により、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との却下理由を記載した平成29年4月5日付け却下通知書を交付して、本件請求を却下した(以下「本件却下処分」という。)

(却下通知書)

(却下通知書の受領書(審査請求人作成、平成29年4月28日付け)

- (5) 審査請求人は、平成29年7月21日、審査庁に対し、審査請求をした。
(審査請求書)

- (6) 審査庁は、平成30年1月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

2 本件審査請求の要旨

審査請求人作成の審査請求書及び反論書には、本件審査請求の理由として、要旨次のような記載がある。

- (1) 故Pは、軍隊に召集され軍で病気になり、日本赤十字病院に入院して亡く

なっている。故Pが軍隊の帽子を被っている写真及び軍の病院で赤十字のマークが付いた服を着用している写真が証拠である。

(2) 国が戦争中のことは早く消すことにして書類を焼却してしまっている。

C県も国も特別弔慰金の支払を拒んで、書類、書類といているが、軍隊の帽子に軍の病院を見て分からないのか。

(3) よって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、日本赤十字病院は軍の病院と認識しており、故Pが軍帽及び赤十字のマークが付いた服を着用した写真から、故Pは軍人として病気にかかり、日本赤十字病院に入院し死亡したと主張する。

戸籍によると、故Pは、昭和17年10月19日に本籍地において死亡し、戸主である故Pの父が届出をしたことが認められる。また、故Pの死亡診断書によると、死亡者の職業が農業となっており、昭和15年に発病した肺結核により、昭和17年10月19日にA地（本籍と同じ）において死亡したことが認められる。

一方、処分庁及び厚生労働省において、故Pに係る軍人軍属又は準軍属としての身分、履歴等に関する記録がなく、また、審査請求人が提出した写真やその他の資料等によっても、故Pの軍人軍属又は準軍属としての身分、在職期間、傷病名、傷病の原因を特定したり、死因となった肺結核の治療のために日本赤十字病院に入院した事実やその入院時期及び期間、経緯等のいずれについても確認することができないから、故Pが軍人としての身分を有し、その公務又は勤務に関連して肺結核にかかったことを確認できる資料はないということになる。

したがって、本件請求に対して、故Pの身分が確認できないため却下を行った本件却下処分は適正であってこれを維持することが妥当であるから、本件審査請求には理由がない。

なお、審理員意見書においても、本件審査請求においては、死亡した者が公務上の負傷又は疾病により死亡したと認める証拠がない以上、審査請求人を特別弔慰金の支給対象と認めることはできないことから、本件却下処分が違法又は不当なものであるとは認められず、本件審査請求には理由がないとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房

総務課審理室長であるT（以下「審理員T」という。）、同室総括審理専門官であるU及び同室審理専門官であるV（以下「審理員V」という。）を指名し、うち審理員Tを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年10月3日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出し、また、審査請求人は、同年11月14日に、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手を担当する審理員として、審理員Tの指名を取り消し、新たに大臣官房総務課審理室長であるW（以下「審理員W」という。）を指名し、審理員Wを審理員の事務を総括する者として指定し、平成29年12月1日付けの通知書で、その旨を審理関係人に通知した。

エ 審理員Vは、平成29年12月7日付けの通知書で、審理関係人に対し、審理手を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月14日である旨を通知した。

オ 審理員Wは、平成29年12月8日付けで、審査庁に対し、「審理員 W」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Vは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（E市長）：平成27年7月31日

（F知事）：同年8月7日

（処分庁）：同年10月29日

本件却下処分：平成29年4月28日（90週間）

本件審査請求：同年7月21日（審査庁受付日）

審理員意見書提出：同年12月8日（審査庁受付日から20週間）

諮問書提出：平成30年1月10日（審査庁受付日から24週間）

- (2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 W」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員U及び審理員Vとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

このほか、上記のとおり本件却下処分に至るまでの期間が請求から90週間もの長期間を要しているが、本件請求については後述のとおり調査が必要であったことを考慮しても、これだけの期間を要した必然性についてはなお疑問が残るが、その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手續に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 特別弔慰金支給法は、3条において、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、「弔慰金を受ける権利を取得した者」とは、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者の遺族をいう（遺族援護法34条）とされており、①死亡した者が軍人軍属又は準軍属の身分を有していたことと、②死亡が公務上の負傷又は疾病に起因するものであることが特別弔慰金支給の要件とされている。

そして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号）1条2項は、「請求者が法第2条又は法附則第3項の規定に該当する者として請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。」と規定し、請求者が弔慰金を受ける権利の裁定を受けていることが想定されない特別弔慰金支給法2条2項に該当する者として請求する場合に添付すべき書類について、「イ 死亡した者が遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属である場合においては、その者の死亡が昭和6年9月18日以後における遺族援護法第3条に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）内の公務上の負傷若しくは疾病（遺族援護法第4条の規定により公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。以下同じ。）又は昭和12年7月7日以後における在職期間内の事変に関する勤務に関連する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類」、
「ロ 死亡した者が遺族援護法第2条第3項に規定する準軍属である場合においては、その者の死亡が昭和12年7月7日以後における公務上の負傷若しくは疾病によるものであること又は同日以後における準軍属としての勤務に関連する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることがで

きる書類」と規定している。

他方、「弔慰金を受ける権利を取得した者」とは、必ずしも平成27年4月1日までに弔慰金を受ける権利の裁定を受けている者に限らず、同日以前に受給権が生じていればこれに該当すると解釈運用されているところであるが、本件についてこの運用によるとしても、故Pの死亡に関し弔慰金を受ける権利の裁定がされたことがない以上、本件請求の請求手続の中で、故Pの死亡が公務上の負傷又は疾病によるものであると認められるかなど、本来遺族援護法の手続中において予定されていると同様の弔慰金の受給要件を満たしているか否かの判断が新たに必要となるのだから、本件請求に同施行規則の上記規定が直ちに適用されるわけではなく、また処分庁においても公的機関の保管資料等の調査確認にできる限り努めるとしても、最終的には、請求者がこの要件について立証できなければ、特別弔慰金の請求は認められないものと解される。なお、当審査会としては、このように立証が困難な場合の不利益を請求者が負担することになることからすれば、弔慰金の支給の裁定がされていない死亡した者に係る特別弔慰金の請求がされた場合についても、運用上、同施行規則の上記規定や戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和27年厚生省令第16号）36条の2第2項に規定されていると同様に、弔慰金の受給要件の具備について請求者において提出すべき書類などを明確化した上で、請求者に周知しておくことが望ましいものと思料する。

(2) 審査記録（平成29年10月3日付け弁明書及びその添付資料、「戦没者追加書類」と題する書面、反論書）によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、本件請求に当たって、請求書とともに、日本赤十字病院に入院中の故Pを撮影したものであると主張する写真等を提出したほか、平成29年3月14日に故Pの妹らによる陳述書等を添付した「戦没者追加書類」と題する書面を提出し、さらに、本件審査請求を申し立てた後の同年11月14日に、反論書を提出した。

イ 故Pに係る死亡届及び死亡診断書によれば、故Pは、昭和17年10月19日、A地の本籍地において死亡したものであり、死亡診断書によれば、死因は肺結核とされ、その発病は、昭和15年4月とされている。

（死亡診断書、死亡届）

ウ ところで、特別弔慰金の支給が認められるためには、上記のとおり、①死亡した者が軍人軍属又は準軍属の身分を有していたことと、②死亡が公

務上の負傷又は疾病に起因するものであることが必要であるところ、処分庁は、審査請求人が本件請求時に提出した資料によっては、これらの要件が具備していることが確認できないと判断したため、

(ア) C県が保管している、(a)戦没者名簿（陸軍において戦没した者のうちC県に本籍のある者約4万5000人について、役種官等・所属・氏名・生年月日・本籍・留守担当者・死亡年月日・死亡区分・死亡場所・公報年月日・遺骨交付年月日・死亡賜金等各種諸給付金給付年月日等を記載したもの）、(b)戦没者総合原票（戦没者名簿等の保管資料を資料としてC県において作成されたもので、戦没者の戦没年月日・場所、履歴、家族の状況、恩給・弔慰金・特別給付金・特別弔慰金等の受給歴等を記載したもの）、(c)陸軍病院名簿（G病院ほか全国9か所の旧陸軍病院の病床日誌に記録されていた者のうち、C県本籍の者の氏名を記載したもの）を調査したが、これらの中には故Pが軍人軍属であったことを示す記録はなかったこと

（資料の提出の求めについて（回答）審査庁作成、平成30年2月8日付け）

(イ) そこで、平成28年5月6日付けで、厚生労働省社会・援護局援護・業務課に対して受給権の有無について照会し、同課は、弔慰金、遺族年金等の審査・裁定記録及び内地の一部の陸軍病院の入院患者名簿等を確認したが、これらの資料の中にも、故Pの氏名の記載は存在しなかったことから、平成29年1月19日付けで、故Pが軍人としての在職期間内の公務又は勤務に関連した傷病により死亡したものと確認できる資料はなかった旨を処分庁に対して回答したこと

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金受給権について（回答）（審査庁作成、平成29年1月19日付け））

(ウ) そのため、H県及びE市を介して、平成29年2月1日頃、審査請求人に対し、「死亡者P様については、第八回特別弔慰金却下裁定の際と同様に、C県特別弔慰金担当班が、C県保管資料を確認し、厚生労働省にも再度照会を行いました。軍人としての在職期間内の公務または、勤務に関連した傷病により死亡したものと確認が出来る資料がなく、援護法に定める身分を有しているという確認が出来ないため、死亡者についての身分等がわかる新しい資料の提出をしていただきますようお願いいたします。」と記載した「第10回特別弔慰金に関する請求書類の補正について」と題する書面を送付したが、審査請求人は、軍服を着用した

故Pの写真など前回請求時に提出した写真などのほかには、新たな資料を提出しなかったこと

(第10回特別弔慰金に関する請求書類の補正について(E市自治振興課作成、平成29年2月1日付け)に「戦没者追加書類」で始まるメモを加筆したもの)

がそれぞれ認められる。

- (3) 審査請求人は、故Pが軍隊の帽子を被っている写真及び病院で赤十字のマークが付いた服を着用している写真や故Pの妹らの陳述書等を根拠に故Pが軍人として公務によって死亡したと認められるべきであると主張する。

確かに、恩給や各種共済組合法などの年金請求手続や特別弔慰金の支給手続の基礎資料となった陸軍の兵籍及び戦時名簿については、戦災による焼失、終戦時における連隊区司令部等による焼却及びその後の県庁火災による焼失などによって滅失したものも少なくないといわれており、C県においても、同県を本籍とする陸軍の戦没者に係る資料として陸軍から引き継いだ兵籍及び戦時名簿がほぼ全ての戦没者を網羅するものであったとは認められないことからすれば、上記の各写真等が存在する本件においては、上記(2)ウ(ア)及び(イ)の調査の結果から直ちに故Pが軍人軍属であった可能性を否定することはできない。

しかしながら、少なくとも、審査請求人提出の写真や陳述書等の資料を含め、本件に現れた資料によっては、故Pの死亡の原因たる肺結核が軍人としての公務によるものであること(上記②の要件を満たしていること)を認めることは困難である。

- (4) したがって、本件却下処分に違法又は不当な点があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

- 3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ